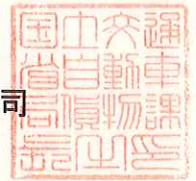


国自貨第61号
平成29年8月4日

経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長
伊奈 友子 殿

国土交通省自動車局貨物課長
平嶋 隆司



トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主企業等への協力要請について

トラック運送業における適正運賃・料金收受等の取引環境の改善に取り組むため、平成27年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成28年7月に設置し、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところです。

当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に收受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の收受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を收受できる環境を整備する必要があるとされたところです。

今般、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）及び標準貨物軽自動車運送約款（平成15年国土交通省告示第171号）の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとしました。

つきましては、貴省所管の荷主団体を通じて、着荷主を含む荷主企業等に対し、周知をいただくとともに、トラック事業者の取引条件の改善に向けた協力の働きかけをいただけますよう、よろしくお願いいたします。